

会議結果報告書

- 1 定例会
- 2 開会日時 令和5年5月18日(木) 午前9時58分
- 3 閉会日時 令和5年5月18日(木) 午前10時19分
- 4 出席者 教育長
教育委員 3人 計4人
- 5 議決件数 4件
- 6 議決の状況

原案可決	3件	承認	1件
一部修正可決	0件	同意	0件
継続審議	0件		
- 7 議事録 別添のとおり

教育委員会定例会議事録

- 1 会議年月日 令和5年5月18日(木)
- 2 招集の場所 くすのきプラザ 2F 研修室
- 3 出席者
- | | |
|-----|--------|
| 教育長 | 新田 憲章 |
| 委員 | 上之園 公子 |
| 委員 | 神原 謙治 |
| 委員 | 松本 真奈美 |
- 計 4人

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 教育長報告

【学校教育課関係】

- ・5月9日(火) 府中町教職員研究大会について
- ・学校における新型コロナウイルス感染症に係る状況について

日程第3 報告第12号 代理行為の承認について「府中町社会教育委員の委嘱の解除について」

日程第4 第6号議案 令和6年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択基本方針について

日程第5 第7号議案 府中町社会教育委員の委嘱について

日程第6 第8号議案 府中町スポーツ推進委員の委嘱について

5 職務のため会議に出席した者

教育部長	榎並 隆浩	教育総務課長	藤永 政己
学校教育課長	立花 淑子	社会教育課長	竹林 邦彦
社会教育課主幹	小路 和司	教育総務課課長補佐兼総務係長	谷口 司

6 議事の内容

(開会 午前9時58分)

教育長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから、定例、教育委員会会議を開催します。本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのようにいたします。それでは日程第1、議事録署名委員の指名を行います。府中町教育委員会会議規則第18条第3項の規定により、私と神原委員を指名することとしますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

教育長報告は、学校教育関係のみ2件です。先ず1件目は、5月9日火曜日に開催いたしました府中町教職員研究大会についてです。大会内容の概要と参加者アンケートの結果について学校教育課長が報告します。

学校教育課長

学校教育課長です。教職員研究大会について報告します。委員の皆様には、5月9日の教職員研究大会にご参加いただきありがとうございました。当日は、213名の教職員がオンラインにより参加しました。実践発表として、府中小学校の友田教諭により、社会情動的スキルを高める学級づくりと題して、子供たちのやる気に火をつけ、可能性を伸ばす学級・教師の在り方に関する考察について発表していただきました。また、講演では、株式会社キャリアレイズの濱本先生により、合意形成につなげるコミュニケーションと題して、コミュニケーションの基本や合意形成を図るためのポイントについて明日から実践できる具体的な内容を講演していただきました。教職員のアンケート集計の結果、府中小学校の発表では、「目標の設定・振り返り、知的好奇心の喚起、安心して学べる環境づくりを意識して日々の授業を取り組んでいきたい。」、「本校が進めている探究的な学びにおいても生徒のやる気は非常に大切で、学習者視点の学びについて、さらに研究を深めていきたいと感じた。」と、子供のやる気を高める授業づくりについての感想が多くありました。また、株式会社キャリアレイズの濱本先生の講演会では、「相手の思いを受け止めながら自分の思いを発信できるよう、語彙力・表情・姿勢なども含めて意識していきたい。」、「職員同士のコミュニケーションを今以上に大切にする。自分の語彙を増やし、言葉に敏感になりたい。」などの意見がありました。町教委としましても、児童生徒・保護者・職員との信頼関係の構築に向けて教職員の意識が高まったと思っております。報告は以上です。

教育長

2件目は、学校における新型コロナウイルス感染症にかかる状況についてです。政府は新型コロナウイルス感染症につきまして感染症法上の分類を2類相当としていたのを、5月8日に5類感染症としました。これまで法令に基づき行政が様々な要請・関与をする仕組みから、個人の選択を尊重し、国民一人一人の自主的な取組をベースとした対応に代わってきました。学校においても対応に変化がありますので、詳細を学校教育課長が報告いたします。

学校教育課長

学校教育課長です。学校における新型コロナウイルス感染症に係る状況について報告します。本日お配りしました別紙資料、学校における新型コロナウイルス感染症に係る状況についてをご覧ください。表に示すとおり、町立小中学校の4月の感染者数は、小学校が13名、中学校が7名で計20名でした。5月は、コロナ感染症2類から5類に移行するまでの、7日までの感染者数ですが、小学校が1名、中学校が3名で計4名でした。また、学級閉鎖については、ありませんでした。なお、5月8日から、コロナ感染症が5類感染症に移行したことに伴い、毎月の感染者数の報告は終了させていただきます。各学校においては「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8)」に基づいて教育活動を進めています。学校教育活動の実施に当たっては、健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導等が重要となり

ますが、感染状況が落ち着いている平時には、それ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないという内容となっております。例えば、授業でのグループワークやグループで行う実験や調理実習、合唱やリコーダーなどの演奏も行うことができるようになりました。給食時の黙食についても、本年4月1日以降、必要無くなっています。学校訪問等を行った際の様子では、マスクの着用は求めないこととなっておりますが、まだ、マスクを着用する児童生徒のほうが多く見受けられている状況もあります。報告は以上です。

教育長

報告は以上でございます。それでは、今の報告内容につきまして、何かご質問等ございましたら、また、何かご意見等ございましたら。よろしいですか。それでは、続いて、委員の皆様方からこの報告以外で、ご意見とか何かございましたら。よろしいですか。

(な し)

教育長

ないようでございます。では次に参ります。日程第3、報告第12号、代理行為の承認について「府中町社会教育委員の委嘱の解除について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

報告第12号、令和5年5月18日、代理行為の承認について、府中町社会教育委員の委嘱の解除について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。詳細な説明は、社会教育課長が行います。

社会教育課長

社会教育課長です。報告第12号、府中町社会教育委員の委嘱の解除についてをご説明させていただきます。前回4月25日の教育委員会会議定例会において、社会教育委員の任命、委嘱の議決をいただきましたが、このうち、あきふちゅう文化協会から推薦の中村信之委員から、令和5年5月8日の日をもって委員を辞職したい旨の申し出があったため、同日付けで委員の委嘱の解除を行ったものです。本来であれば教育委員会会議を開催し、議決をいただくところですが、教育委員会会議を開催する暇がなかったため、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理しましたので、同条第2項の規定により、報告し、承認を求めるものです。なお、後任の委員の委嘱につきましては、第7号議案にて、提案させていただきます。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございませんか。

(な し)

教育長

ないようでございます。よって日程第3、報告第12号については、原案のとおり承認いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第3、報告第12号についてはそのように決めます。では、次に参ります。日程第4、第6号議案、令和6年度に小・中学校で使用

する教科用図書の採択基本方針についてを議題といたしますので、ここで関係者の退席をお願いします。

(上之園委員退席)

教育長

説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第6号議案、令和5年5月18日、令和6年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択基本方針について、令和6年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択基本方針について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、学校教育課長が行います。

学校教育課長

学校教育課長です。第6号議案、令和6年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択基本方針について説明いたします。令和6年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択基本方針について、記載しておりますので、読み上げます。次のページをお願いします。1、採択の基本。教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本町の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。また、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達の段階に適合したものを採択する。2、適正かつ公正な採択の確保。(1)教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の判断と責任において、採択における適正、公正を期す。(2)特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。3、開かれた採択の推進。(1)採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表する。(2)次の事項について、採択後、遅滞なく公表するよう努める。ア、小学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料。イ、教育委員会及び採択地区協議会の会議の議事録を作成したときは、その議事録。(3)その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について、検討する。続きまして、採択までのスケジュールですが、本日の審議を経た府中町としての基本方針をもって安芸郡教科用図書採択地区協議会に望み、今月の23日に、安芸郡教科用図書採択地区協議会としての基本方針が決定されます。その後、その方針に基づき、当該採択地区協議会において来年度から使用する教科用図書について選定委員会に諮問することとなっております。当該選定委員会は、調査研究の観点を決定し、調査委員会で観点に基づいて調査研究を行い、その結果を選定委員会で検討を行います。その結果を8月に開催される採択地区協議会へ答申するという運びとなっております。採択地区協議会では、その答申を再度検討した結果を採択地区協議会として内定します。それを踏まえて、最終的に8月の教育委員会会議において採択していただく予定となっております。なお、教科書の展示会は、6月14日水曜日から7月3日月曜日まで、府中町教育委員会事務局で行う予定です。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第4、第6号議案については、原案のとおり可決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第4、第6号議案についてはそのように決します。では、上之園委員をお呼びしますので、着席されるまで、しばらくお待ちください。

(上之園委員着席)

教育長

では、次に参ります。日程第5、第7号議案、府中町社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第7号議案、令和5年5月18日、府中町社会教育委員の委嘱について、府中町社会教育委員の委嘱について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、社会教育課長が行います。

社会教育課長

社会教育課長です。第7号議案、府中町社会教育委員の委嘱についてご説明させていただきます。社会教育委員は、府中町社会教育委員条例において「府中町に府中町社会教育委員15人を置く。」となっております。また、「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。」とされております。先ほど報告第12号で、委員の解除についてご承認をいただきました、中村氏の後任の社会教育委員について、あきふちゅう文化協会から、新たに鎌田正彌氏を推薦いただきましたので、今回委嘱の提案をさせていただいたものです。任期につきましては、前任者の残任期間となり、本日、令和5年5月18日から令和7年4月30日までとなります。説明については以上となります。

教育長

何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第5、第7号議案については、原案のとおり可決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第5、第7号議案についてはそのように決します。では、次に参ります。日程第6、第8号議案「府中町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第8号議案、令和5年5月18日、府中町スポーツ推進委員の委嘱について、府中町スポーツ推進委員の委嘱について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、社会教育課長が行います。

社会教育課長

社会教育課長です。第8号議案、府中町スポーツ推進委員の委嘱についてご説明させていただきます。スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、また、教育委員会が委嘱するとなっています。また、スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、府中町スポーツ推進委員の関する規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとされています。先月、4月25日の教育委員会議定例会の報告第9号で、スポーツ推進委員の解除についてご承認をいただきましたが、このたび、その後任についての以前もスポーツ推進委員としてご尽力いただいていた阿部和子氏の委嘱を提案させていただくものです。任期につきましては、前任者の残任期間となり、令和5年5月18日から令和6年3月31日までです。説明については以上となります。

教育長

何かご質問等ございませんか。よろしいですか。阿部氏はどこかの推薦団体からの推薦ですか。それともどのような要件になりますか。

社会教育課長

社会教育課長です。阿部氏につきましては、スポーツ推進委員の方にどなたかおられないかということがありまして、そちらからの推薦と聞いております。以上でございます。

教育長

ありがとうございます。それでは、他にないようでございますので、よって日程第6、第8号議案については、原案のとおり可決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第6、第8号議案についてはそのように決します。以上で、本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉会いたします。

(閉会 午前10時19分)